

Interview



日本電気計測器工業会(JEMIMA)の 活動と化学物質管理

環境グリーン委員会設立当初からの
中心的メンバーである澤田氏

(一社)日本電気計測器工業会

環境グリーン委員会 副委員長 / 規制対応Ad-hoc WG 主査

澤田 充弘 (さわだ あつひろ)

環境グリーン委員会 ブリュッセル駐在 / 在欧日系企業ビジネス協議会JBCE

佐々木 晋哉 (ささき しんや)

環境グリーン委員会 事務局

牟田 友光 (むた ともみつ)

なにがどのくらい使われているのかが問われる環境・化学物質関連法規制において、計測機器の果たしてきた役割は大きい。今回の巻頭インタビューでは、日本電気計測器工業会(JEMIMA)において、それらの法規制法規対応を司る環境グリーン委員会のお三方に話を伺った。はじめに工業会の概要を事務局の牟田氏に説明いただき、ついで環境グリーン委員会設立当初より中心的メンバーとして従事してこられた澤田氏には、計測機器業界、延いては日本の産業をとりまく法規制の動向や課題、これまでの取り組みについて解説いただいた。また委員会メンバーであるとともに、在欧日系企業ビジネス協議会(JBCE)に所属し、欧州に駐在する佐々木氏からは、現地におけるロビー活動の実際や、注目すべきトピックスについて情報を得ることができた。日本電気計測器工業会は 2018 年度に設立 70 周年をむかえると聞くが、老舗工業会としてとても質の高い活動をなされているようである。

日本電気計測器工業会(JEMIMA)について

— 本日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは、まずはじめに日本電気計測器工業会様について、読者の皆様にご紹介くださいますでしょうか。

牟田 はい、今日はありがとうございます。では、簡単にご紹介したいと思います。日本電気計測器工業会(以下、JEMIMA)は昭和 23 年に設立された電気計測

器の業界団体です。平成 30 年度には設立 70 周年を迎えることとなります。計量法という電気メーターなどの許認可にも関わる法律が昭和 26 年に公布されるのですが、こうした法律対応ですとか、JISをはじめとした国内の規格への働きかけ、最近では ISO、IEC といった国際標準にコミットしていく、われわれはそういう業界団体です。

欧 州

—— 佐々木様は欧州に拠をかまえてお仕事をなされているわけですが、いま澤田様からお話しいただいた以外のところで、駐在なされていることによる利点などはありますでしょうか。

佐々木 現地にいれば比較的セミナーにも参加できますし、欧州議員、欧州委員会、各国政府の方々と会ったりもできます。やはり現地に駐在すればこそそのことで、大きいです。



JBCEのメンバーとしても活躍する佐々木氏、現在はブリュッセルに滞在

—— いま欧州で注目されているものがあれば、教えていただけますでしょうか。

佐々木 そうですね、エコデザインがあげられるかと思います。省エネでなければ駄目だというようなものです。どんどん厳しくなっていて、対象製品もどんどん増えていってます。われわれが扱う計測器自体には直接の影響はないものの、例えばファンやモーターなどにも影響は出てきていますし、組み込みディスプレイなどは、これから推進されていくということが言われています。

—— どうもありがとうございます。次に、JEMIMA様が行っている外国での、いわゆるロビー活動について少しお話しいただくことはできますでしょうか。

澤田 ここまでにお話ししましたように、この委員会の中で一番重きを置いている欧州には、佐々木に行ってもらっています。

また、いま一方の重きを置いている中国についてですが、こちらはJEITA(電子情報技術産業協会)さんの北京事務所に、われわれに代わって現地でのコミュニケーションをとっていただいたり、また何か情報があれば提供していただいたりということをしています(直接JEITAさんから情報提供していただくこともあります)。

そのほかの国については、なかなか内に入っていくことは簡単ではありません。ロシアやトルコなど欧州の周辺国については、佐々木に現地のネットワークの中で情報を集めてもらっているのですが、やはり現地語の情報については読めない、という端的な問題があります。

これについての対策ですが、RoHS指令の中にカテゴリ8、9という区分けがあり、それに関連する工業会が集まって関連工業会連絡会というものを定期的を開いております。そこで各工業会が入手した情報を、「こういう国でこういうものが出てきたのだけれど、詳しい人、何かほかに情報を持っている人はいますか?」という情報交換をやり合って、調査するという方法が主なものになります。

もちろん、経済産業省から情報をもったり、あるいは、こうした意見を出して欲しいという要望を伝えたりということはしています。

佐々木 地元の企業、もしくは団体以外、ほとんどの国ではいわゆるロビー活動というものはできないのではないかと思います。一つには言葉の問題が大きいです。それからロビーのためのツールですとか仕組みが整っておらず、外国企業は排他的に扱われてしまうということがあります。

しかし、EUだけはちょっと別格なんですね。そもそも28カ国ありますので、英語をはじめとする欧州公用語が使用されていますし、日系企業でもアプローチしやすいところがあります。それから現地にいるの感想ですが、意見募集とか、いろいろなかたちで情報も

開示されていますので、日本と比べても立法プロセスにおける透明性が高いと思います。

—— 世界のルールが欧州から伝播されているということを考えると、欧州の方でしっかり日本の企業の意思が反映できる活動ができれば、副次的に各国のルールに日本企業の意思が反映されているような具合になるのではないかと考えます。

澤田 仰る通りです。そういう意味でも佐々木の活動は大きいと思います。

現地語対応

—— 今後も是非、精力的にご活躍いただきたいと思っています。

ではつづいて、欧州のEMC指令やLVD指令に関して少し伺ってもよろしいでしょうか。

佐々木 はい。JBCEの環境委員会の下に基準認証委員会というものがあまして、EMC指令やLVD指令を管轄にしているのですが、私はそちらの事務局も兼務しています。この基準認証委員会では、NLF(New Legislative Framework)に関して一部問題があると認識しており、ロビー活動をしていきたいと考えています。

具体的にお話しますと、まず現地語対応という問題があると思います。洗濯機を買っても6カ国語で取説が書いてあったりと、欧州の国々はコンシューマー製品はほぼ現地語対応できています。一方で、BtoBの製品にも、本当にそのようなローカルな言語が必要なのかということは、あらためて考えて欲しいですね。

例えばフランスの大学で働くドイツ人の先生が日本製品を購入する場合。納入者、使用者ともにフランス語を話せないにもかかわらず、法律を杓子定規に解釈すると、フランス国内で提供するのだから、フランス語表記で、ということになる。また例えば、マルタという40万人規模の小さい国に製品を卸すときに、マルタ語対応が必須であるというケース。それならば、もう売るのは止みましょうという話になってしまいます。

英語でいいから売って欲しいという産業、あるいは政府からの声もありますので、もう少し法律一辺倒ではなく、契約で合意した言語にするべきだとか、ビジネスの形態、ユーザーの実際のニーズに沿うかたちにすることはできないのでしょうか。そういったことを現地の当局者に伝えていきます。

—— たしかに、切実な問題として、現地語対応について同様のことをおっしゃる日本企業の方々は多いですね。

佐々木 とはいえ、法律のあるなしとは別に、安全問題を考慮するとローカルな言葉への対応が求められるのはやむをえない面もあると思います。CLPのラベリ

ングや、SDSしかり、現地語対応が求められていますね。CEマーキングにおいても、いまは適合宣言書は現地の言葉で書くということになっています。

水俣条約への対応

—— 今度は、国内に視点を移させていただきたいと思います。注目している動きがあれば伺えますでしょうか。

澤田 いま一番話題になっているのは水銀に関する水俣条約です。先日も水俣条約に関する国内法の問題を説明するセミナーを開催し、講師として経済産業省の化学物質管理課の方に来ていただいたところです。それ以外のトピックとしては、ご存じのように化審法の改正があります。

—— まず水俣条約ですが、これはどのあたりがポイントになってくるのでしょうか。

澤田 われわれがやらなければいけないのは、2016年の12月に一部施行された表示の問題です。水銀が含有されているものに対しては、表示する努力義務が課せられているのですが、どう対応するべきか、委員会の中でも議論しております。

問題になるのは、水銀の含有量がわからない場合ですね。現在流通しているものだとすぐわかるのですが、過去の製品を在庫として持っていた場合などです。どれくらい入っているのか問い合わせても、わからないといわれるケースが多いのです。それらを海外に出すといった場合に、どれくらい含まれているのかということ申請しなければいけない。計算するのか、最大値として出すのか。先日、経済産業省の方とも話しましたが、そこが現在の大きな課題です。

また、表示方法に関しても、国のガイドラインを見ますと製品の一番外側に表示することを求めているように受け取られますが、一般ユーザーが手にするようなものとのちがい、工業製品の場合では外側にマークがついていたからといって購入時にはまず見ないわけです。「これは水銀が入っている、こっちは入っていない。環境のためにはこっちがいいかな?」ということは工業製品では起きないので、そのようにして表示するよりは、きちんとお客様にペーパーを渡すなりして情報伝達した方がいいのではないかと考えています。

例えば製品を廃棄するときに、お客さんが気を利かせ、水銀だけ取り除いて専門の処理業者に出してしまった場合に、この製品に水銀のマークが残っているわけです。そうすると処理をする立場としては、水銀のマークがついているので、水銀はどこにあるんだということにもなりかねません。ですから、工業製品においては、あまり外側につけない方がいいのではないかと考えるわけです。

少なくともマニフェストがあって、その中で、「水銀が入っているor入っていない」、「水銀が入っているものを除いたor除いてない」、というチェック欄があるのであればよいのですが、まだそれができていない段階では、処理側にいる人々に混乱を生じさせることになるのではと懸念します。この問題も、経済産業省の方とは話をさせていただきました。

RoHS, REACH以外の欧州の主な環境規制と 関連国際条約の解説

CSQ本部 製品・環境コンプライアンスマネージャー
蛭田 貴子 (ひるた たかこ)

はじめに

世界各国で環境関連の法規制は常にその内容をめぐって活発に議論され、策定・改正されるようになって久しいが、日本において、欧州RoHS指令、REACH規則、中国RoHSの情報や解説に比べ、その他の法規制についての情報量はあまり多くない。今回、RoHS、REACH以外で関心の高いErP指令、POPs規則や化学物質規制関連の解説と最新情報を通じて、欧州の環境法規制対応に必要な情報をお送りしたい。

1. ErP指令

欧州のエコデザイン指令として知られるErP指令(2009/125/EC)は2009年に発行された。前身のエネルギー使用製品(Energy-using Product)を対象にしたEuP指令(2005/32/EC)からエネルギー関連製品(Energy-related Product)に対象を拡大した枠組み指令であり、実施措置(Implementing measures)でカバーされる製品について製品のライフサイクル全体を通し、製品が環境に与える影響をよりよくするためのエコデザインの要件を設定する枠組みを規定している。またEUの法体系上は指令(Directive)であり、加盟国がこの指令の内容に沿って自国の法律として制定または改定し、施行することが必要になる。

1.1 枠組み指令とは

この指令の第1条1項では「本指令は、EU域内でのエネルギー関連製品の自由な移動を確保する目的で、EUのエコデザイン要求事項の設定の枠組みを確立する。」¹⁾と述べている。前文でも「EU域内で一貫した枠組みは、そのような要求事項に適合する製品の自由な移動を確保し、全体的な環境影響を改善する目的で確立されるべきである。(前文(8)抜粋)」¹⁾と謳われている。

適合製品のEU域内の自由な移動を確保する手段がCEマーキングである。CEという半円のロゴマークでACアダプター、玩具など生活に身近な製品で表示されているので目にする機会も多い。CEマークについては後述するが、このマークはその製品がEU市場で流通させるために遵守しなければならない規則や指令、それらの整合規格すべてに適合している場合に表示することができる。このためCEマーク付きの製品は、EU域内で「適合製品」として輸入や販売等、自由に流通させることができる。

簡単に言えば、エコデザインの枠組み指令とは、実施措置によって対象となる製品の製造者や輸入者等がCEマークを付けるために順守しなければならないエコデザインの要求事項の設定とその適合性の確認方法を、加盟国に対しては市場におけるCEマーク付製品の適合性の維持と監視についての枠組みを示したものであると言える。

そして、エネルギー関連製品にエコデザインを課すことで「製品のエネルギーと資源の効率を改善することは、健全な経済活動の前提条件であるエネルギー供給の安全性と持続可能な開発の前提条件である天然資源への需要の減少に寄与する。(前文(10)抜粋)」としている。

1.2 エコデザインの要求事項

製品にCEマークを付すためには適合性評価(Conformity Assessment)が必要である。ErP指令では「EU市場に上市される前に製造者または委任された代理人は適用される実施措置に関連するすべての要求事項に対する製品の適合性評価を実施しなければならない。(第8条1項)」としている。適合性を確認しなければならない項目が大別して2つあり、1つが組織のエコデザインの取り組み、もう1つが個別の製品に対する具体的なエコデザイン要求である。組織のエコデザインの取り組みは、内部設計管理によるものか、マネジメントシステムにエコデザインの要求事項を取り入れる方法か、どちらかを選択できる。個別製品の具体的なエコデザイン要求には一般的エコデザイン要求(generic ecodesign requirements)と特定エコデザイン要求(specific ecodesign requirements)の2種類があり、どちらかあるいは両方が要求される。そして、組織の取り組みと製品のエコデザイン要求の両方とも、対象製品の要求事項である“実施措置”(Implementing Measures)とよばれる一種の規則(Regulation)²⁾に規定される(図表1)。

1.2.1 組織のエコデザインの取り組み

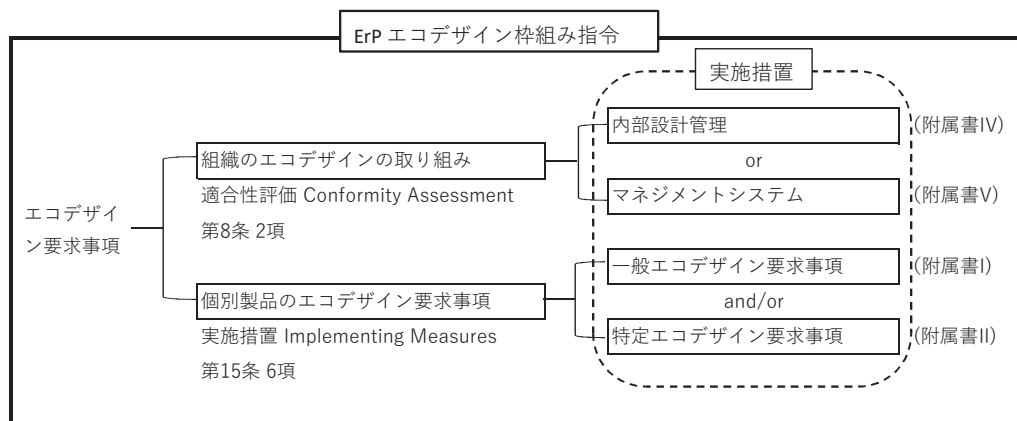
組織の取り組みを示す方法については第8条2項に、「附属書IVに定められた内部設計管理(Internal design control)か附属書Vに定められたマネジメントシステムのどちらかの選択は製造業者に委ねられなければならない。」と規定されており、製造者は内部設計管理かマネジメントシステムのどちらかを選択することができる。要求されている内容はあまり変わらないが、エコデザイン用の技術文書ファイルを作るか、マネジメントシステムの一環として行うか、の差と言える。附属書IVの内部設計管理から内容を確認してみよう。

(1)内部設計管理

附属書IVで要求されている内部設計管理とは技術文書ファイル(Technical documentation file)の作成である。技術文書ファイルは附属書IV 2項に示されている以下の内容を含んでいなければならない。

- (a) 製品及びその意図された使用に関する一般的な説明
- (b) 製造者が実施した環境評価調査の結果、または製品設計ソリューションを評価し、文書化し、決定するのに製造者が使う環境評価文献または事例研究
- (c) 実施措置で要求されている場合、エコロジカルプロフィール

* エコロジカルプロフィールとは、「製品に適用される実施措置に従って、製品のライフサイクル全体を通じて入力と出力(材料、排出物や廃棄物等)を記述することを意味し、環境影響の点から重要



図表1 ErP指令 エコデザイン要求事項

性があり、測定可能な物理量で表されるもの。(第2条20項)」と規定されている。実施措置で要求されていない場合は不要である。

(d) 製品の環境設計面に関する製品設計仕様の要素

(e) 整合規格として適用した基準のリスト

基準を適用していない場合や基準が実施措置の要件を完全にカバーしていない場合は、実施措置の要件を満たすために採用した解決策の記述

(f) 一般的エコデザイン要求(後述)の情報提供について規定された要求事項に従う製品の環境設計面に關する情報のコピー

(g) 適用される実施措置に示されたエコデザインの要求事項と比較し、測定の適合性の詳細を含む測定結果

(2) マネジメントシステム

附属書Vでは「製品が実施措置に適合していることを製造者が示すことができるマネジメントシステムの環境要素とその手順を特定する。(附属書V3.項抜粋)」としてそれ以降の項目で具体的に内容を示している。どのようにエコデザインの要素を組み込むかを示した附属書V3.1項から3.4項の内容を図表2に示す。

図表2 附属書V 適合性評価のためのマネジメントシステム (Management system for assessing conformity)

項番	タイトル	要求事項概要
3.1	製品の環境性能方針 (The environmental product performance policy)	製品の環境性能の目標や指標を設定してレビューするためのしくみが必要。実 (a) 製品の適合性を証明するために準備しなければならない文書のリスト、及び関連する場合は利用可能にする必要がある文書のリスト。 (b) 製品の環境性能目標と指標、その実施と維持に関する経営陣の組織構造、責任、権限、配分。 (c) 製品の性能を環境性能指標と照合するための製造後に実施される検査と試験。 (d) 必要な書類を管理し、最新の状態に保つための手順。 (e) マネジメントシステムの環境要素の実施と有効性を検証する方法。
3.2	計画 (Planning)	製造者は以下を確立し、維持しなければならない。 (a) 製品のエコロジカルプロフィールを確立する手順。 (b) 技術的及び経済的要件を勘案した技術的なオプションを考えた上での製品の環境性能目標や指標。 (c) これらの目標を達成するためのプログラム。
3.3	実施と文書化	
3.3.1	(Implementation and documentation)	マネジメントシステムに関する文書は、次の事項を遵守すること。 (a) 効果的な製品の環境性能を確保し、そのオペレーションを報告するために、責任と権限を定義し、文書化しなければならない。 (b) 製品の設計時に実施される設計管理および検証技術、プロセスおよび体系的な手段を示す文書を確立しなければならない。 製造者は、管理システムの中核となる環境要素と必要なすべての文書を管理するための手順を記述するための情報を確立し、維持しなければならない。
3.3.2		製品に関するドキュメントには、特に次のものを含むこと。 (a) 製品と意図された使用に関する一般的な説明。 製造者が実施した関連する環境評価調査の結果や製品設計ソリューション (b) を評価し、文書化し、決定する際に製造業者が使用する環境評価文献または事例研究。 (c) 実施措置が要求する場合、エコロジカルプロフィール。 (d) 適用した実施措置のエコデザイン要件と比較した、適合性の詳細を含む測定結果を記述する文書。 適用した基準を示す仕様書。特に基準を適用していない場合や基準が実施 (e) 措置の要件を完全にカバーしていない場合は、実施措置の要件を満たすために採用した解決策の記述。 (f) 一般的エコデザイン要求(項参照)の情報提供の要求事項に従った製品の環境設計面に関する情報のコピー。
3.4	確認と是正措置	
3.4.1	(Checking and corrective action)	製造業者は (a) 製品が設計仕様書と適用される実施措置の要求事項に適合して製造されることを保証するために必要なすべての手段を講ずること。 (b) 不適合を調査し対応する手順を確立し、維持し、是正措置による文書化された手順の変更を実施すること。 (c) 少なくとも3年ごとに、その環境要素に関するマネジメントシステムの完全な内部監査を実施すること。

確実かつ効率的な化学物質規制の 情報収集方法

(株)フジクラ シニア社員

工学士 地頭園 茂(ちとうその しげる)

はじめに

有害物質の使用制限、高懸念物質の情報提供など化学物質規制の動きが国際的に広がっている。違反を防ぐため、規制情報を収集して管理に反映する事業者が増えている。さらに、顧客に係わる規制情報を収集して販売促進に役立てようとする事業者も増えている。本稿では、情報収集が確実かつ効率的にできるように、情報の入手方法の詳細と取得例、情報提供ウェブサイト、情報検索に便利なGoogle特別構文などについて述べる。なお本稿のウェブサイト画面や調査結果などは2017年8月現在のものである。ウェブサイトは予告なく変更されることがあるのであらかじめご了承ください。

1. 情報の入手方法の詳細と取得例

1.1 メールマガジン

情報の入手方法の中で、新着情報などが定期的を送られてくるメールマガジンは比較的手間が掛からない入手方法の一つだと思う。筆者はメールマガジンをきっかけにして官公庁のウェブサイト情報に触れることができたという経験がある。そこで情報入手のきっかけの一つになればと思い、無料のメールマガジンについて述べる。

1.1.1 経済産業省の新着情報メール配信サービス

経済産業省大臣官房広報室が運営している新着情報メール配信サービス(原則月曜から金曜配信)は、経済産業省ウェブサイトの新着情報を届けるサービスである。

興味があるカテゴリを登録するとそのカテゴリの新着情報が届くという仕組みである。送信元メールアドレスは、meti-mailmagazine@meti.go.jpである。

メール配信を申し込みたい場合は、新着配信サービスのページ¹⁾にある「メール配信を登録する」をクリックして新規申し込み画面から以下の項目を登録する。

- (1) メールアドレス: 半角英数字で入力
- (2) 職業(職種): 金融・保険、建設・不動産、運輸、情報・通信、流通・サービス、製造、エネルギー、マスコミ・出版、研究・教育、学生、官公庁、地方自治体、団体、政党、その他から選択
- (3) 利用目的: ビジネス、研究・調査、取材、教養・学習、趣味、他サイトへのリンク、その他から選択
- (4) 配信希望カテゴリ: 報道発表、統計資料、政策への意見募集(パブリックコメント)、白書・報告書、審議会等開催情報、入札情報、公募情報、イベント・行事、資格・試験、政策トピックスのそれぞれについて希望する/希望しないを選択

またメール配信を中止したい場合は、新着配信サービスのページ¹⁾にある「メール配信を中止する」をクリックしてメール配信中止画面にメールアドレスを入力して確認ボタンを押す。

新着情報メールの内容は、お知らせ、報道発表、審議会開催情報、入札・調達、公募など、配信を希望したカテゴリが届けられる。

審議会開催情報では、例えば産業構造審議会・製造産業分科会・化学物質政策小委員会などの開催情報が掲載された経済産業省のウェブサイトのページのURL (Uniform Resource Locator) がメールに記載されて届く。URLとは、インターネット上でアクセスを行うページの場所と通信方式を表す文字列のことである。そのURLをクリックすると当該のページにアクセスすることができるので、審議会等の公開情報に簡単にアクセスすることが可能である。

取得した情報の例としては平成28年2月2日に開催された、「産業構造審議会 製造産業分科会 化学物質政策小委員会(第3回) - 議事要旨」のURL²⁾が届いたおかげで、化学物質管理政策として以下のようなことを把握することができた。

- (1) 水銀に関する水俣条約及びその対応
- (2) 製品含有化学物質の新情報伝達スキーム (chemSHERPA)
- (3) 化学物質管理に係る国際協力について
- (4) 化審法の届出制度の電子化と評価手法の検討
- (5) 化管法のPRTR制度による届出データの有効活用
- (6) フロン排出抑制法の周知と家庭用の冷凍空調機器への対応
- (7) リスクコミュニケーションや化学物質管理に関わる人材育成の重要性
- (8) 製品含有化学物質の情報伝達スキームの普及・推進等について

またメールマガジンのおかげで平成29年1月24日に開催された「化学物質政策小委員会(第4回)」の配布資料3-2「その他の化学物質管理に関する最近の状況について」³⁾という資料が入手でき、下記のような

化学物質管理政策を把握することができた。

- (1) 水銀に関する水俣条約:条約の構成と担保措置等との関係、水銀汚染防止法(水銀使用製品の製造等に関する措置)
- (2) (平成28年9月15日公表)水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドラインの概要
- (3) (平成28年10月11日公表)水銀等による環境の汚染の防止に関する計画(案)について
- (4) 化学物質規制のアジアへの拡大:アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想
- (5) 日アセアン化学物質管理データベース(AJCSD)の概要
- (6) EUとの関係強化で化学品WGを立ち上げ:日EUの担当部局同士で率直な意見交換を行う場として、化審法やREACHの運用等について意見交換を行い、お互いの化学物質管理政策の最近のトピックスについて共有される。第3回化学品WG議題(平成28年2月ベルギー開催)
 - (A) REACH及び化審法の最近の動向について
 - (B) ナノ物質の安全性など新たな課題への対応について
 - (C) UVCB物質のリスク評価手法について
 - (D) chemSHERPA(化学物質情報伝達スキーム)について

1.1.2 ECHA Weekly

欧州化学品庁(European Chemicals Agency:ECHA)が運営している新着情報メール配信サービス(原則週1回配信)は、報道機関に提供された情報や告知、ECHAのウェブサイトの更新情報などを届けるサービスである。英文メールなのでGoogle翻訳などの便利なツールを利用して読んだりしているが、特に半年ごとに実施されるSVHCのコンサルテーション情報やCandidate Listの更新情報など、製品含有化学物質管理には欠かせない情報が届く有益なメール配信サービスである。送信元メールアドレスは、press@echa.europa.euである。

メール配信を申し込みたい場合は、ECHAの申し込みページ⁴⁾にあるYour email:の入力欄に「メールアドレス」を入力し「Subscribe」ボタンをクリックして申し込む。入力されたメールアドレスに該当するmailboxについてシステム確認が行われ、問題なければ登録が行われる。もし該当するmailboxが見つからないなどの問題があれば「Check your email box xxx@xxx(xxx@xxxは入力したメールアドレス) and confirm the subscription」のページが表示される。メールアドレスの入力間違いに気づかせる配慮と思われる。

またメール配信を中止したい場合は、ECHA Weeklyメール本文の最後にある「Unsubscribe」リンクをクリックすると登録解除のページ(please click here to unsubscribeと記載されている)が表示されるのでそのページの「unsubscribe」のリンクをクリックすると登録を解除することができる。

届けられる新着情報メールの内容は、

- (1) その週の主なトピックス
- (2) REACH規則関連情報
- (3) CLP規則関連情報
- (4) 欧州バイオサイド(殺生物剤)製品規制関連情報
- (5) Downstream users(化学物質を工業プロセスに使用するユーザ)関連情報
- (6) イベント情報
- (7) 情報の呼びかけ(コンサルテーション情報など)などに分かれている。

それぞれの情報に関連するウェブサイトやニュースページなどへのリンクも掲載されているので、必要に応じてさらに詳しい情報を収集することができる。例として、次のようなECHAの化学物質情報ポータルハザード情報をさらに明確にしたというトピックスが届いたことがある。

「情報カード(Infocard)や要約プロフィール(brief profiles)に登録されている物質のハザードや分類についてさらに詳細な情報が利用可能になった。これにより、公開されている12万以上の化学物質についてデータの透明性が高まった」という内容のものであった。

さらに、ニュースページへのリンクをクリックし

てECHA Newsサイトにある2017年5月12日ヘルシンキ発の下記のような情報を取得することができ、ECHAは化学物質の分類や性質の細かさを見直すなど改善を進め、化学物質情報ポータルに反映していることを知ることができた。

「ECHAの化学物質情報ポータルを更新して、物質が呼吸器感作物質であるか皮膚感作物質であることを示すために、感作性の重要な性質を細かく分割することになった。さらに、不純物あるいは添加物によって物質の分類や性質に影響がでるときには情報カード及び要約プロフィールによって示されるようになり、データベースの分類の範囲がどの程度広がるかが通知者間で共有されるようになった」。

REACH規則情報についてはメールをきっかけに、例えば次のような情報を取得することができた。

- (1) IUCLID 6によるREACH登録を支援するために、4つの新しいビデオチュートリアル⁵⁾が公開された。アプリケーションのインストールと更新、データの検証方法、データのバックアップと復元の方法などについて説明している。このチュートリアルは、特にREACH登録を初めて準備する企業に役立つようである
- (2) 公的活動調整ツール(Public Activities Coordination Tool:PACT)は、当局によるリスク管理オプション分析(Risk Management Option Analysis:RMOA)またはハザード評価を受けている8つの物質情報を更新した。PACTには、2013年2月に開始されたSVHCロードマップの実施以来、PBT/vPvB特性または内分泌攪乱化学物質のリスク管理オプション分析または非公式のハザード評価が検討中または完了している物質(2017年6月現在373物質)が公開されている

CLP規則情報の例では、「欧州委員会は、分類、表示及び包装(CLP)規則を改訂し、調和した分類で物質リストを更新した。企業は、遅くとも2018年12月1日までにこれらの化学物質の安全な使用に関する改訂された分類を適用しなければならない」とい

う趣旨のメール情報をきっかけに、「COMMISSION REGULATION (EU) 2017/776 of 4 May 2017」⁶⁾という CLP規則の改定情報を取得できた。

また、ECHAのウェブサイトには今まで発行された ECHA Weeklyへのリンクを並べた ECHA Weekly archiveのページ⁷⁾も用意されていて、リンクをクリックすることにより ECHA Weeklyが閲覧できる。

1.1.3 【ケミマガ】化学物質管理関連サイト新着情報

みずほ情報総研(株) 環境エネルギー第1部 環境リスクチームが発行元である新着情報メール配信サービス(原則として、毎月第2及び第4水曜日配信)は、化学物質管理に関連するサイトの新着、報道発表などを届けるサービスで、送信元メールアドレスは、chemwn@gene.mizuho-ir.co.jpである。

メール配信を申し込みたい場合は、配信登録ページ⁸⁾の「ご利用上の注意事項」を承諾のうえ、配信登録フォームにメールアドレスを入力して「配信希望」ボタンをクリックする。またメール配信を中止したい場合は、配信されたメールマガジン末尾の配信中止アドレスをクリックすることで、配信登録が解除される。配信先メールアドレスを変更したい場合は、配信されているメールアドレスの登録解除を行い、新たに配信登録ページ⁸⁾から登録する。届けられる新着情報メールの内容は、

- (1) 海外の化学物質に関する動向(欧州化学品庁、欧州委員会、米国、カナダ、オーストラリアなど)
- (2) 国内の主な化学物質に関する動向(化審法、化管法、官報情報など)

などに分かれている。

メールをきっかけに取得できた海外の情報例では、欧州委員会(EU European Commission)が、玩具に含有される可能性のあるフェノールに関して制限値を設定することを目的として、EU玩具安全指令(EC) No 48/2009の附属書II 付録Cを修正する規則(EU) 2017/774⁹⁾を公布したことがある。

国内の情報例としては、経済産業省がこれまでに開催した「化学物質管理セミナー」の講演資料を公開しているウェブサイト¹⁰⁾があることがわかり、さらに

「化学物質管理セミナーキャラバン 2016(化管法に基づく SDS及びラベル作成)」¹¹⁾の講演資料などを入手することができた。

また、厚生労働省の改正政省令の概要や関係法令などが掲載された「平成29年6月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正(三酸化ニアンチモンに係る規制の追加)」¹²⁾という製造企業にとって有益なウェブサイト情報を取得することができた。

1.1.4 【NITEケミマガ】NITE化学物質管理関連情報

独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センターが発行元である新着情報メール配信サービス(原則として、毎週水曜日配信)は、政府や独立行政法人などの公的機関ウェブサイトから発信された化学物質管理に関連する新着情報、報道発表情報などをリンクとともに届けるサービスで、送信元メールアドレスは、chem-manage@nite.go.jpである。

メール配信を申し込みたい場合は、配信申込ページ¹³⁾からメールアドレスを入力して「送信」ボタンをクリックする。またメール配信を中止したい場合は、配信解除ページ¹⁴⁾からメールアドレスを入力して「送信」ボタンをクリックすることで、配信登録が解除される。

配信先メールアドレスを変更したい場合は、配信解除ページ¹⁴⁾から配信されているメールアドレスの解除を行い、新たに配信申込ページ¹³⁾から配信を申し込む。届けられる新着情報メールの内容は、

- (1) 官報情報
- (2) 経済産業省・環境省・厚生労働省・農林水産省・文部科学省
- (3) 国立医薬品食品衛生研究所・産業技術総合研究所・中小企業基盤整備機構・アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)・EICネット(環境イノベーション情報機構)
- (4) 国連欧州経済委員会(UNECE)・欧州委員会(EC)・欧州化学品庁(ECHA)・米国環境保護庁(EPA)
- (5) セミナー情報 ※ セミナー情報は、参加費無料のものに限定されている

～ 各社の化学物質管理 ～

第 18 回

クレハにおける化学物質の適正管理

(株)クレハ CSR推進本部 RC部

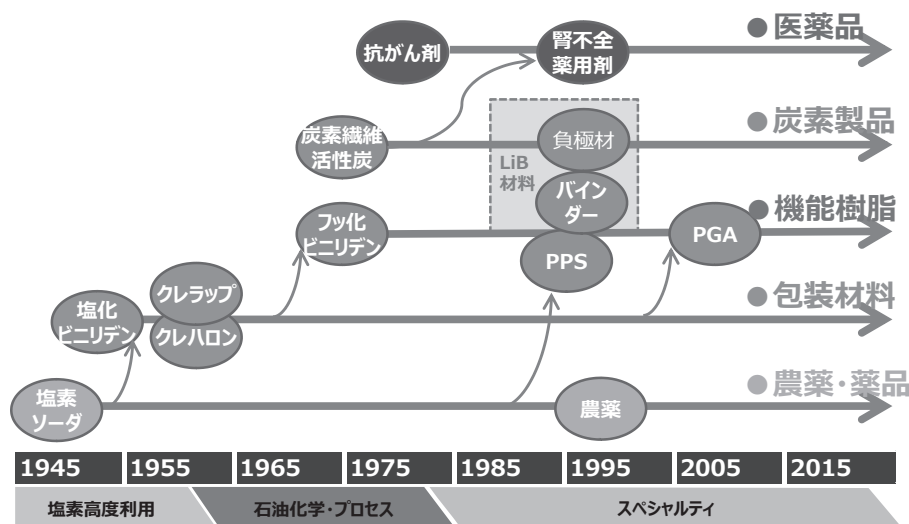
湊 順子 (みなと じゅんこ)

はじめに

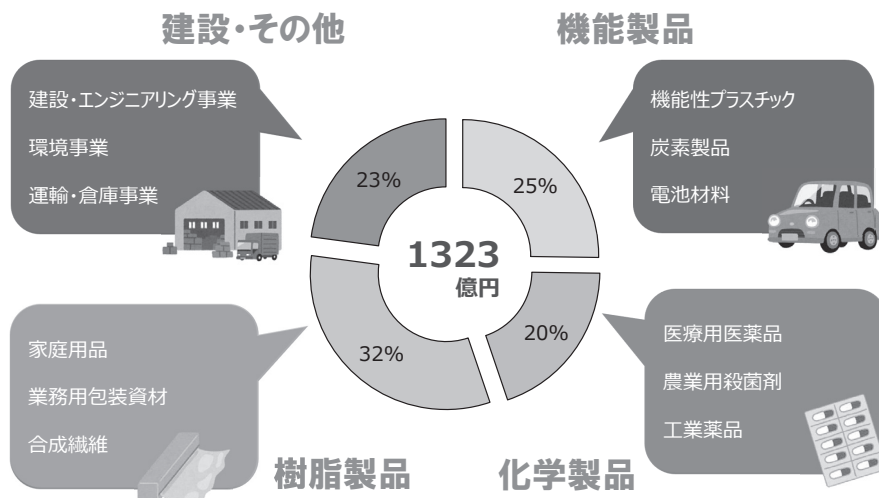
1944年の創業以来、当社は自社技術にこだわり、「有機合成技術」「高分子技術」「炭素制御技術」「評価技術」「プロセスエンジニアリング技術」を駆使して、独自の開発を進めてきた(図表 1)。コア事業は、機能製品、

化学製品、樹脂製品、建設関連事業・その他関連事業で、これらの事業セグメントを通じて、多岐にわたる化学製品、材料製品やサービスを提供している(図表 2:次頁)。

本稿では当社のRC活動の取り組みの中で、化学物質管理やその教育を中心に紹介する。



図表 1 技術の歴史



図表 2 クレハグループ 4つの事業 2016年度 売上構成 (IFRS)

1. クレハのRC活動の概要

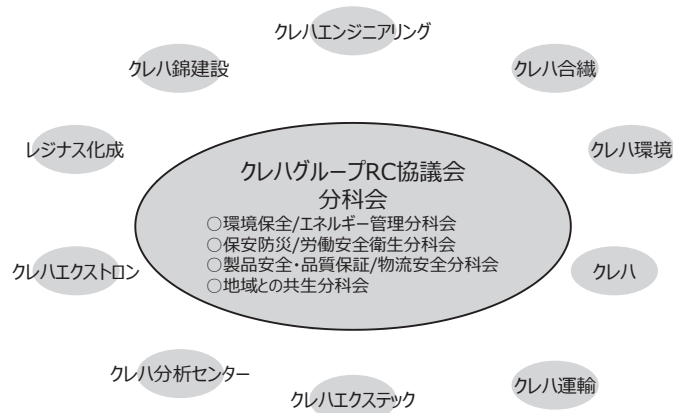
1.1 RC方針

当社は、日本レスポンシブル・ケア協議会(現一般社団法人日本化学工業協会 レスポンシブル・ケア(RC)委員会)にその創設時から参加し、「化学物質の開発から生産・流通・廃棄に至る全ライフサイクルにわたって、環境および人々の安全を確保する企業の自主活動」、すなわちレスポンシブル・ケア(RC)活動の実施を1995年4月に宣言した。化学物質を取り扱う当社グループでは、製品の開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄・リサイクルに至る全ライフサイクルにおいて、自主的に環境と人々の安全を確保する活動(=RC活動)を継続的に行っている。

1.2 RC取り組み体制

当社では、環境マネジメントシステム(ISO14001)、品質マネジメントシステム(ISO9001)、労働安全マネジメントシステム(OHSAS18001)を活用し、PDCA(Plan / 計画、Do / 実施、Check / 点検・是正処置、Action / 見直し)サイクルを回しながら、継続的な改善活動を行っている。

また、グループ会社のRC活動を適切に推進するため、当社およびRC宣言したクレハグループ各社で構成するクレハグループRC協議会を設置している。クレハグループRC協議会では、「環境保全」、「エネルギー管理」、「保安防災」、「労働安全衛生」、「製品安全・品質保証」、「物流安全」、「地域との共生」の分科会を設けて、クレハグループのRC活動状況や課題について情報交換等を行っている(図表3)。当社の化学物質管



図表 3 クレハグループRC協議会

これから化学物質管理を担当される方のために

第1回 化学物質とリスク (全12回)

福岡女子大学 国際文理学部 環境科学科 教授 辻 信一 (つじ しんいち)

元 経済産業省。化学物質管理政策をはじめ環境政策を担当する。1986年および2009年の化審法改正に従事。退省後、名古屋大学特任教授を経て、現在は、福岡女子大学教授。専門は化学物質管理政策。博士(学術)。

1. 連載にあたって

これから1年間にわたって、この連載を通じて、化学物質管理をはじめ担当される方のために、基本的な考え方をお伝えしようと思います。化学物質管理を行ううえで、基礎となる考え方やぜひ知っていただきたい知識を12回にわたって連載します。化学物質管理制度がどうして必要になったのか、といった全体の背景となるようなことからそれらが登場した背景を踏まえて説明しようと思います。そして、なぜ既存化学物質と新規化学物質とを区別しているのか、なぜ一般化学物質の届出制度が必要なのか、といった化学物質管理制度の基本的なことからわかりやすく説明しようと思います。

わたくしたちの身の回りでは、たくさんの化学物質が利用されています。手を洗うのに使う石鹸、あるいは、寝室などに使われる消臭剤などは製品として使用される化学物質です。ペンに使われるインク、キャビネットに使われている塗料なども化学物質です。また、ガソリンも化学物質といえますし、自動車のダッシュボードやバンパーに使われているプラスチックも化学物質です。このように私たちの日常生活では、多くの化学物質を利用しています。

なお、医薬品、食品添加物も化学物質ですが、これら特定の用途に用いられる化学物質については、それらの用途にふさわしいような特別な管理が行われています。そのため、この連載では、もっぱら日常使用する製品や工業用途に利用されるような汎用的な化学物質を念頭に置いて考えていきます。

この連載を読まれて、分かりにくいとお感じになったことやこういったことも説明してほしいといったご感想ご要望を編集部にお寄せください。できる限り読者の皆様のご要望に沿いたいと思います。そして、皆さんの声を取り入れてこの連載をよりよいものにしていきたいと思います。やや長い連載となりますが、最後までお付き合いいただければ幸いです。

2. 今日のリスクの特徴

それでは、第1回目は、化学物質が有しているリスクについて考えてみましょう。「リスク」とは、望ましくないことがらが発生する可能性というような意味で日常使います。そして、リスクは社会の発展とともにその性質が変化してきました。

産業革命以前でも、事故にあうリスクはありました。しかしそれは、振り返って考えればおおむね予測可能なものといえました。産業革命が進み大規模な事業が営まれると、それに伴って生じる災害も大規模なものとな